

2015年3月4日

報道関係者各位

大飯・高浜原発差止仮処分事件 第2回審尋期日報告記者会見のご案内

昨年12月5日に福井県・関西地方に住む市民9名が福井地裁に申し立てた、大飯・高浜原発差止仮処分事件の第2回審尋期日が来週3月11日15時から行われます。審尋期日は非公開となっておりますが、下記のとおり、審尋期日終了後の16時頃から記者会見と報告集会を開きますので、ご案内申し上げます。

本件仮処分の対象となっている大飯原発3・4号機と高浜原発3・4号機については再稼働に向けての動きが着々と進められており、特に高浜原発3・4号機については2月12日に原子力規制委員会が合格証にあたる「審査書」を出しており、これらの原発が再稼働されるのは時間の問題という危険な状態にあります。

しかし、本件において仮処分決定が出た場合は、これらの原発を再稼働することはできなくなります。仮処分決定は、判決とは異なり、直ちに効力を生ずるからです。私たちは、来る3月11日の審尋期日で審尋を終了することを求めている、3月11日に審尋が終了されれば、早期に決定が出る可能性があります。

報道機関関係者の皆様におかれましては、司法が現実には原発を止めるかもしれないというこの歴史的な裁判を多くの国民・市民に知っていただくために、取材・報道いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【本件仮処分申立ての経緯】

昨年5月21日に福井地裁が出した大飯原発差止判決は、福島第一原発事故の被害に正面から向き合い、全国の原発に当てはまる本質的な危険性を認定し、大飯原発3・4号機の運転差止めを命じたもので、多くの国民・市民に支持されています。現在、名古屋高裁金沢支部で控訴審が行われているところです。／しかし、関西電力は、この大飯原発差止判決を無視し、控訴審の結論を待つことなく大飯原発3・4号機と高浜原発3・4号機を再稼働することを表明し、これらの原発の再稼働に向けての動きが着々と進められています。／このような世論と司法を無視する再稼働の動きを止めるべく、私たちは、大飯原発差止判決を出した福井地裁に、通常の判決とは異なり、直ちに効力が生じる仮処分命令を求め、昨年12月5日に緊急に申立てを行いました。

(提出書面等詳細は仮処分の会サイトにも掲載 <http://adieunpp.com/karisasitome.html>)

2015年3月11日(水)

14:40 福井地裁前に集合して裁判所に向かいます。

※裁判所に入る際のカメラ撮りをしていただけます。

16:00～16:45 記者会見 福井県教育センター(福井市大手2丁目22-28)
(審尋終了後に行いますので、開始時刻が若干遅れる場合があります。)

16:45～17:30 報告集会 同上

大飯・高浜原発差止仮処分弁護団 河合弘之、井戸謙一、内山成樹、海渡雄一、青木秀樹、
望月賢司、只野靖、笠原一浩、鹿島啓一、中野宏典、藤川誠二
申立人 今大地晴美、水戸喜世子、松田正、石森修一郎、
長谷川羽衣子、西村敦子、水戸晶子、松本なみほ、高橋秀典

問合せ先: さくら共同法律事務所 03-5511-4386 (河合) / 金沢税務法律事務所 076-262-3628 (鹿島)